様式第３（第９条関係）（平18経産令63・全改、平21経産令26・令元経産令１・令元経産令17・一部改正）

業務及び財産に関する書類　　（　年　月　日　作成）

（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第９条の規定により閲覧に供する書類）

氏名又は名称
法人にあってはその
代表者の役職、氏名
住所
電話番号

Ⅰ　業務の状況

１　会員制事業者の目的

（記載上の注意）

１　直前の事業年度末現在の定款に記載された目的を記載すること。ただし、事業年度開始後３月以内の日に本書類を閲覧に供する場合にあっては、前事業年度の直前の事業年度末現在の定款に記載された目的を記載することができる。

２　会社以外の者にあっては、記載を省略することができる。

２　業務の内容

（単位　千円、％）

区　分	第　期		第　期		第　期		摘　要
	売上高	売上比率	売上高	売上比率	売上高	売上比率	
合　計		100.0		100.0		100.0	

（記載上の注意）

１　直前の事業年度末現在において営んでいる事業について系統的に分かりやすく説明し、事業部門別に直前３事業年度（事業年度が６月の者にあっては、直前６事業年度）の売上高及び売上比率を示すこと。ただし、事業年度開始後３月以内の日に本書類を閲覧に供する場合にあっては、前事業年度の直前の事業年度末現在において営んでいる事業について系統的に分かりやすく説明し、事業部門別に前事業年度の直前３事業年度（事業年度が６月の者

にあっては、前事業年度の直前６事業年度）の売上高及び売上比率を示すことができる。また、６事業年度について示す場合にあっては、連続する３事業年度ごとに分けて示すことができる。

２　事業内容の変更がある場合は、その旨注記すること。

３　会員制事業者と役員との間の重要な取引

（記載上の注意）

１　直前の事業年度における会員制事業者と役員との間の取引（役員が第三者のために会員制事業者との間で行う取引を含む。）及び第三者との間の取引で会員制事業者と役員との利益が相反するものがある場合には、その重要なものについて、その旨及びその内容を記載すること。

２　株式会社以外の者にあっては、記載を省略することができる。

４　株主等の氏名又は名称、所有する株式の数又は出資の金額（割合を含む）及び会員制事業者の株主等への出資の状況

氏名又は名称	住　　所	所有する株式の数又は出資の金額（出資割合）	会員制事業者の株主等への出資の状況
		（　　％）	
計			

（記載上の注意）

１　「株主等」とは、株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいい、所有する株式の数又は出資の金額の多い順に従い７名について記載すること。

２　「出資割合」とは、所有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

３　「会員制事業者の株主等への出資の状況」とは、会員制事業者が自己又は他人の名義をもって所有する株主等の株式の数又は出資の金額をいう。

5　親会社との関係

親　会　社　名	出　資　割　合	業　務　上　の　関　係
	%	

（記載上の注意）

1　「親会社」とは、会社法第２条第１項第４号に規定する親会社をいう。

2　「出資割合」とは、親会社が所有する会員制事業者の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

3　業務上の関係には、親会社との取引の内容等を具体的に記載すること。

6　子会社の状況

子　会　社　名	資 本 金	出資割合	主 要 な 事 業 内 容
		%	

（記載上の注意）

1　「子会社」とは、会社法第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。

2　「出資割合」とは、会員制事業者が所有する子会社の株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

7　施設の新設、重要な拡充若しくは改修又はこれらの計画

事業所	施設の内　容	必要性	予算金額	既払金額	今後の所要額	着　手	完成予定	摘要
			百万円	百万円	百万円	年 月	年 月	
計								

（記載上の注意）

1　「重要な拡充若しくは改修」とは、提供する役務の内容に重要な変更が生ずるような施設の拡充若しくは改修をいう。

Ⅱ　財産の状況

1　　貸　　借　　対　　照　　表

（単位　千円、％）

期日 種別 項目	第　　期 （　年　月　日）		第　　期 （　年　月　日）		第　　期 （　年　月　日）	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	構成比
資　　産　　の　　部						
Ⅰ　流動資産						
(1)　現金及び預金						
(2)　受取手形						
(3)　売掛金						
(4)　有価証券						
(5)　商品						
(6)　前払費用						
(7)　繰延税金資産						
(8)　短期貸付金						
(9)　未収入金						
(10)　未収収益						
(11)　その他の流動資産						
(12)　貸倒引当金						
流動資産合計						
Ⅱ　固定資産						
1　有形固定資産						
(1)　建物						
(2)　構築物						
(3)　機械及び装置						
(4)　車両運搬具						
(5)　工具器具及び備品						
(6)　コース勘定						
(7)　土地						
(8)　建設仮勘定						
(9)　その他の有形固定資産						
有形固定資産合計						
2　無形固定資産						

(1) のれん							
(2) 借地権							
(3) その他の無形固定資産							
無形固定資産合計							
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券							
(2) 関係会社株式							
(3) 出資金							
(4) 長期貸付金							
(5) 長期前払費用							
(6) 繰延税金資産							
(7) その他の投資等							
(8) 貸倒引当金							
投資その他の資産合計							
固定資産合計							
Ⅲ 繰延資産							
1 創立費							
2 開業費							
3 その他の繰延資産							
繰延資産合計							
資産合計							
負債の部							
Ⅰ 流動負債							
(1) 支払手形							
(2) 買掛金							
(3) 短期借入金							
(4) 未払金							
(5) 未払費用							
(6) 未払法人税等							
(7) 繰延税金負債							
(8) 前受金							
(9) 預り金							
(10) 前受収益							
(11) 賞与引当金							

(12) その他の流動負債						
流動負債合計						
Ⅱ 固定負債						
(1) 長期借入金						
(2) 会員預り保証金						
(3) 退職給付引当金						
(4) その他の固定負債						
固定負債合計						
負債合計						
純資産の部						
Ⅰ 株主資本						
1 資本金						
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金						
(2) その他資本剰余金						
資本剰余金合計						
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金						
(2) その他利益剰余金						
任意積立金						
繰越利益剰余金						
利益剰余金合計						
4 自己株式						
Ⅱ 評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金						
2 繰延ヘッジ損益						
3 土地再評価差額金						
評価・換算差額等合計						
Ⅲ 新株予約権						
純資産合計						
負債純資産合計						

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成すること（会社以外の者にあっては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること。）。

2　直前３事業年度について記載すること。ただし、事業年度が６月の者にあっては、直前６事業年度について記載すること（この場合にあっては、連続する３事業年度ごとに分けて記載することができる。）。

3　大項目について、その構成比を示すこと。

4　「その他の流動資産」「その他の有形固定資産」「その他の無形固定資産」「その他の投資等」及び「その他の繰延資産」のうち同一種類の資産でその金額が資産総額の100分の１を超えるもの、「その他の流動負債」及び「その他の固定負債」のうち、同一種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の１を超えるもの並びに「任意積立金」のうち、同一種類の積立金でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の１を超えるものについては、それぞれその資産、負債及び純資産の性質を示す適切な名称を付した項目を設けて記載すること。

5　繰延税金資産及び繰延税金負債については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第83条の規定により表示すること。

6　総括項目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

2　　損　　益　　計　　算　　書

（単位千円、％）

期日 種別 項目	第　期 自　年　月　日 至　年　月　日		第　期 自　年　月　日 至　年　月　日		第　期 自　年　月　日 至　年　月　日	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
Ⅰ　営業収入						
Ⅱ　営業費用						
営業利益（又は損失）						
Ⅲ　営業外収益						
1　受取利息						
2　その他の営業外収益						
Ⅳ　営業外費用						
1　支払利息						

2　その他の営業外費用							
経常利益（又は損失）							
Ⅴ　特別利益							
1　固定資産売却益							
2　その他の特別利益							
Ⅵ　特別損失							
1　固定資産売却損							
2　その他の特別損失							
税引前当期純利益（又は当期純損失）							
法人税、住民税及び事業税							
法人税等調整額							
当期純利益（又は当期純損失）							

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成すること（会社以外の者にあっては、公正な会計慣行に従い、上記様式に準じて作成すること。）。

2　「その他の営業外収益」「その他の営業外費用」「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」のうち、同一種類の費用及び収益でその金額がその属する項目の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた項目を設けて記載すること。

3　直前３事業年度について記載すること。ただし、事業年度が６月の者にあっては、直前６事業年度について記載すること（この場合にあっては、連続する３事業年度ごとに分けて記載することができる。）。

4　総括項目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

5　項目ごとに売上高を100とした百分比を示すこと。

3　注記事項

（記載上の注意）

直前事業年度について、以下に定める注記事項を記載すること。その際、貸借対照表、損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。ただし、株式会社以外の者にあっては、該当しない事項についての注記を省略することができる。

1　重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　貸借対照表又は損益計算書の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法、その他貸借対照表又は損益計算書作成のための基本となる事項（⑵において「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

①　資産の評価基準及び評価方法

②　固定資産の減価償却の方法

③　引当金の計上基準

④　収益及び費用の計上基準

⑤　その他貸借対照表又は損益計算書の作成のための基本となる重要な事項

⑵　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表又は損益計算書に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

2　貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額

⑵　取締役、監査役及び執行役（株式会社以外の者についてはこれらに準ずる者）に対する金銭債権総額

⑶　会社法第２条第１項第３号の子会社の株式又は持分の総額

⑷　取締役、監査役及び執行役（株式会社以外の者についてはこれらに準ずる者）に対する金銭債務総額

⑸　債権及び債務のうち会社法第２条第１項第４号の親会社又は第３号の子会社に対するものの内容

⑹　保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

⑺　固定資産については、会員契約の目的となる指定役務に係る施設の種類、規模及び所在地を注記すること（貸借部分を内書きすること。）。

⑻　以上のほか、財産の状況を正確に判断するために必要な事項

3　損益計算書に関する注記

⑴　親会社との取引額及び取引内容

⑵　子会社との取引額及び取引内容

⑶　以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

4　附属明細書

（記載上の注意）

1　直前事業年度について、以下に定めるもののほか、貸借対照表及び損益計算書の記載を補足する重要な事項を記載すること。

2　株式会社以外の者にあっては、該当しない事項の記載を省略できる。

⑴　長期借入金及び短期借入金の増減

①　長期借入金の増減

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 （うち１年内返済予定額）
	円	円	円	円 （　　円）
				（　　）
				（　　）
				（　　）
計				（　　）

②　短期借入金の増減

借入先	期首残高	期末残高	増減額
	円	円	円
１年以内返済予定長期借入金			
計			

（記載上の注意）

1　無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率を脚注すること。

2　仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合は、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。

3　借入金の残高の多い順に従い10名について記載すること。

(2)　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	当期末償却累計額	償却累計率
		円	円	円	円	円	円	%
有形固定資産								
	計							
無形固定資産								
	計							
投資その他の資産								
	計							

(記載上の注意)

1　合併、会社分割、事業譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による増減があった場合は、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注すること。

2　上記１以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額を脚注すること。

3　当期中に特別の法律の規定により資産等の評価替えが行われた場合、その他特別の理由により取得価額の修正が行われた場合は、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。

(3)　資産につき設定している担保権の明細

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内容	期末残高
	円			円

計			計	

（記載上の注意）

1　担保権の種類とは、抵当権、根抵当権、財団抵当権（工場財団抵当権、鉱業財団抵当権などと具体的に記載する。）、財団根抵当権、質権、譲渡担保等をいう。

2　会社が発行した社債を担保するため、会社の総財産につき企業担保権を設定している場合は、上表には含めず、その旨及びその内容を脚注する。

⑷　保証債務の明細

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
	円	
計		

（記載上の注意）

1　被保証者の借入債務、未払利息、未払賃借料等の金銭債務に関する保証債務を記載する。

2　保証金額は、期末の保証残高を記載する。

3　外貨建の保証債務がある場合は、外貨による保証残高を脚注する。

4　同一の種類の保証債務で被保証者の数が多い場合は、保証債務の種類ごとに一括して記載することができる。

⑸　引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定の方法

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	円	円	円	円

（記載上の注意）

1　当該引当金の設定目的である特定の費用又は損失が発生すると認められる理

由及びその額の算定方法を脚注すること。ただし、貸借対照表又は他の箇所に注記したものを除く。

2　当期減少額に目的使用以外の取崩し額が含まれている場合は、その取崩し理由及び金額を脚注すること。

⑹　会員預り保証金の明細

会員の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
				円
計				

（記載上の注意）

1　会員の種類ごとに記載すること。

⑺　会員数の明細

会員の種類	期首会員数	当期増加数	当期減少数	期末会員数
計				

（記載上の注意）

1　会員の種類ごとに記載すること。

⑻　営業費用の明細

項目	金額	摘要
	円	
計		

（記載上の注意）

1　その内容を示す適当な項目で記載する。

2　同一種類の費用で、その金額が営業費用の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた項目を設けて記載すること。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。